



社労士のつぶやき 58 働き方改革のお話

6月29日、働き方改革関連法（「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」）が国会で成立しました。報道されているところでは、①残業時間の規制②金融商品の開発などに従事し、年収が1075万円以上の従業員は労働時間の管理をしなくても良い制度（高度プロフェッショナル制度）の導入、③同一労働同一賃金、が大きな改正点になっています。が、「労基法」という「基本法」を触ることになるため、他の関連する36の法律にまで影響が及び、整備する必要が生じたのです。その中には沖縄特別振興措置法まで含まれています。早ければ19年4月から施行されますが、この法律によって私たちのような中小・零細企業（社労士事務所も超零細企業です）にどのような影響があり、また従業員にどんな生活の変化がもたらされるのか、見当もついていません。実務面でも役所の窓口は相当ウルサくなると予想されます。

高プロ制度の導入により、年収1075万円以上で専門的な業種に就く従業員に対し、煩わしい労働時間の管理が免除されることになりました。「●●円使い放題」同様、気にせず従業員を使えます。しかし一方で7月31日付の日本経済新聞によると、厚労省は管理職に対する労働時間の管理を19年4月から義務化すると発表したのです。管理職とは、経営者と同様の権限を持ち働く従業員—労働時間の管理義務が無い、つまり残業代が発生しない従業員—を指します。さしずめ大きな会社の部長や工場長と言ったところでしょうか。しかし、「店長」と言ってもアルバイトのシフト作成以外何の権限も無いという従業員にまで「管理職」扱いにし、残業代を払わないというのが長年大きな問題になっていました。しかも今後働き方改革が進んで残業が規制されると、そのしわ寄せで何も権限の無い「店長」がその穴埋めをしなくてはならなくなる、というのは容易に想像できます。そのために企業が管理職の労働時間を管理し、ひいては残業代を支給させ、過重労働を無くしていく、と厚労省は考えているのです。

これまで正社員中心で、「終身雇用」や「年功賃金」を前提に労務管理を進めてきたのが日本の会社です。働き方改革は、これらの「前提」をことごとく覆し、終身雇用は副業OKに、そして年功賃金は同一労働同一賃金にゆっくり、しかしスピーディに移り変わっていくことになるでしょう。さあ、頭を切り替えるのが大変だ！

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2018年8月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	140円
ハイオク	150円
軽油	119円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	145円
ハイオク	155円
軽油	123円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	138.0~140.0円	138.0~140.0円	141.1~143.1円
ハイオク	148.0~150.0円	148.0~150.0円	151.1~153.1円
軽油	118.5~120.5円	118.5~120.5円	120.5~122.5円

【価格は税抜】